

住宅借上げ機関適合基準

住宅借上げ機関の適合基準は、次の1から4までにすべてを満たすものとする。

1 財務に関する基準

次の(1)又は(2)に掲げる場合に応じ、それぞれに定める基準を満たすこと

- (1) 空室時も家賃の支払を保証する借上げ又は転貸事業（以下「空き家家賃保証付き借上げ事業」という。）について公的機関による保証を受ける場合

次のア及びイの基準を満たすこと

- ア 債務超過の状態でないこと。
イ 経営状態が不安定でないこと。

- (2) (1)以外の場合

次のア及びイの基準を満たすこと

- ア 空き家家賃保証付き借上げ事業について、20年以上実施し、かつ、直近10年間経常黒字であること等、安定的事業基盤を有していると認められること。
イ 債務超過の状態でないこと。

2 社会的信用に関する基準

次の(1)及び(2)を満たすこと。

- (1) 法令違反の事実がないこと（適用ある法令又は規則に従っていること。）。
(2) 暴力団等の反社会的勢力に該当せず、反社会的勢力との関係がないこと。

3 業務遂行能力に関する基準

次の(1)から(5)までの全てを満たすこと。

- (1) 最近3営業年度以内において継続的かつ安定的に空き家家賃保証付き借上げ事業の実績があること（当該実績を有する者と住宅借上げ制度開始までに業務承継に関する契約を締結できる場合を除く。）。
(2) 空き家家賃保証付き借上げ事業を今後長期間にわたって実施していく主要な事業としていること。
(3) 空き家家賃保証付き借上げ事業を全国で円滑かつ適切に実施するための体制を有していること。
(4) 空き家家賃保証付き借上げ事業を適切に実施するための法令遵守、顧客情報管理等の事務準則が整備されていること。
(5) 終身又は50年以上の期間にわたって、空き家家賃保証付き借上げ事業を行う体制を有していること。

4 個人情報の保護に関する法律への対応に関する基準

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他個人情報保護に関する諸規範に従い、機構と締結した参入覚書に基づく業務に関して知り得た個人情報等（同法第2条第1項に規定する個人情報及び秘密情報をいう。）の漏えい、滅失及びき損の防止並びに当該業務以外の目的での複製、利用の禁止その他適切な管理のために必要となる措置を講じることができる体制であること。